

弁護士会の調停～コロナ対応(災害)ADR

新型コロナウイルス感染拡大による、賃金カットや解雇に関するトラブル、賃料の減額交渉などで悩んでいませんか？

弁護士会の調停(ADR)は、弁護士があっせん人として当事者双方の言い分をよく聞いて、話し合いで紛争の円満な解決をめざすものです。

申立手数料は無料です
(紛争解決時には成立手数料が発生します)

申立てを弁護士がサポートします

原則3回以内の話し合いで紛争解決をめざします

電話やメールでも申立て可能です。
話し合いの期日は、感染拡大防止に配慮して実施します。

お問い合わせ

福岡県弁護士会 天神弁護士センター

〒810-0004

福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2F

TEL 092-741-3208

FAX 092-752-1330

不安を、安心に。



福岡県弁護士会

FUKUOKA BAR ASSOCIATION

<https://www.fben.jp/>



@fben2016

